第二十八条第一項の表第七十四条の二第四項から第六項までの項中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に改め、同表第七十四条の三の項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

建築基準法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十七号

建築基準法の一部を改正する法律

第一条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合（当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合に限る。）においては、この限りでない。

第二十三条中「次条」を削る。

第二十四条の二を第二十四条とする。

第四十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「この章」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章」に改め、同条第二項中「この章」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章」に、「（同項」を「（同項」に改め、同項ただし書中「がけ地」を「崖地」に改める。

第四十三条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一　その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二　その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

第四十三条に次の一項を加える。

3　地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

一　特殊建築物

二　階数が三以上である建築物

三　政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物

四　延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物

五　その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

第四十三条の二中「前条第二項に規定する」を「前条第三項各号のいずれかに該当する」に改める。

第四十五条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五十二条第三項中「（以下この項」の下に「及び第六項」を、「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加え、同条第六項中「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加える。

第五十六条の二第一項ただし書中「場合」の下に「又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合」を加える。

第八十五条第三項中「存続しよう」を「存続させよう」に改め、同項ただし書中「存続する」を「存続させる」に改め、同条第五項中「類する仮設建築物」の下に「（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）」を加え、「替えて」を「代えて」に、「及び第三十五条の三」を「、第三十五条の三及び第三十七条」に改め、同条に次の二項を加える。

6　特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7　特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第八十七条第二項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改め、同条第三項中「第二十四条、」を削り、「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第九十九条第一項第八号中「、第二十四条」を削り、同項第十五号中「第二十四条、」を削る。

第百一条第一項第八号中「又は第五項」を削り、同項中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九　第八十五条第四項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて応急仮設建築物を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十　第八十五条第五項又は第六項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて仮設興行場等を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第百五条第一号中「、第二十四条」を削る。

第百六条第一項第一号中「第十二条の三第三項」を「第十二条の三第四項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十八条第一項」に改める。

第百七条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。